

# 安全衛生推進者養成講習のご案内

一般社団法人群馬労働基準協会連合会

労働安全衛生法・同法施行令・労働安全衛生規則の規定により、以下に示す労働者数と業種の事業場にあつては、「安全衛生推進者」を選任し、一定の職務を行わせなければならないことが義務付けられています。（労働安全衛生法第12条の2、労働安全衛生規則第12条の2）

当連合会では、群馬労働局長の登録を受けて、安全衛生推進者として選任されることが予定されている方を対象に、法令に定める選任資格付与のための「安全衛生推進者養成講習」を実施します。

## 【選任を要する事業場】

常時使用労働者数10人以上50人未満の次の業種の事業場

- ① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- ② 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、卸・小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

講習日程	平成30年9月3日（木）～4日（金）
受講資格	特になし
受講費用	13,284円（受講料11,880円＋テキスト代1,404円）
講習科目等	<p>1. 講習時間</p> <p>第1日目 午前9時05分～午後3時25分 第2日目 午前9時00分～午後3時35分</p> <p>2. 講習科目</p> <p>安全管理（2時間） リスクアセスメント（2時間） 作業環境管理及び作業管理（2時間） 健康の保持増進対策（1時間） 安全衛生教育（1時間） 法令（2時間）</p> <p>※受付は、午前9時00分までに済ませて下さい。（時間厳守） ※初日の午前9時から5分間、オリエンテーションがあります。 ※全科目の所定時間を修了した方には、閉講時に修了証を交付します。</p>
講習会場	勢多会館 前橋市南町4丁目30-3 ☎ 027-224-6692